

第1回佐久市都市計画審議会会議次第

日 時：平成28年1月27日（水）

午前10時30分から

場 所：佐久市役所 議会棟 全員協議会室

【辞令交付式】

1 辞令交付

【審議会】

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員自己紹介

4 事務局自己紹介

5 会長・会長代理の選出

6 会長・会長代理あいさつ

7 都市計画審議会の役割について

8 議 事

（1）議事録署名委員の指名

（2）事務報告

①傍聴者報告

②前回（第5回）議案の処理状況等報告

（3）調査審議

①佐久市都市計画マスタープランの一部改定について

②佐久市立地適正化計画策定方針について

③佐久都市計画道路の見直しについて

（4）そ の 他

9 閉 会

第 1 回

佐久市都市計画審議会資料

平成28年1月27日

平成28年1月27日

第 1 回
佐久市都市計画審議会
事 務 報 告

事務処理の概要

平成27年5月8日(金)に開催しました第5回佐久市都市計画審議会における議決事項の処理状況については、下記のとおりです。

1 佐久都市計画ごみ焼却場の決定について

平成27年5月8日(水)開催の佐久市都市計画審議会において、審議の結果、諮問された原案のとおり決定されることが適当と認める旨を答申する。

平成27年7月8日(水)決定の告示をし、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

2 佐久都市計画下水道の変更について

平成27年5月8日(金)開催の佐久市都市計画審議会において、審議の結果、諮問された原案のとおり決定されることが適当と認める旨を答申する。

平成27年6月15日(月)決定の告示をし、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

調査審議①

佐久市都市計画マスタープランの一部改定について

佐久市都市計画マスタープランの一部改定について

平成28年1月27日

1 都市計画マスタープランとは

- ◇ 都市計画を進めるうえで、未来に向けたまちづくりの基本方針として定めたもの。
- ◇ 佐久市総合計画や国土利用計画（佐久市計画）と整合を図り、平成20年3月に策定（平成22年11月に一部改定）しました。
- ◇ 佐久市の将来都市像を示したうえで、全体構想と地域別構想から成り立っています。（※図1参照）

2 都市計画マスタープラン一部改定の背景

- ◇ 樋橋地区の土地利用に関しては、地元において土地区画整理準備組合が発足し、農振除外申請が行われるなど、開発に向けた気運が高まっています。
市においても、各種計画上の位置付けを踏まえ、農振除外及び都市計画上の用途地域に編入するための協議を開始しましたが、市民合意のもと、協議を一層前進させるためには、市のまちづくりの基本方針である都市計画マスタープランにおいて、樋橋地区の土地利用方針を具体的に示すことが必要となっています。
- ◇ 都市計画マスタープラン策定後の情勢変化や経年変化により主要政策等の達成や見直し、施設名の改称等が生じています。

3 都市計画マスタープラン一部改定の根拠

- ◇ 都市計画法第21条第1項に、「都市計画を変更する必要があるときは、遅延なく、当該都市計画を変更しなければならない。」とあります。
今回、樋橋地区に関して、都市計画の基本をなす用途地域への編入の必要性が生じたため、一部改定の手続きを進めるものです。

4 今後の進め方（予定）

H28年1月～：見直し方針及び素案の検討

1月：都市計画審議会（調査審議：一部改定の考え方）

3月：都市計画審議会（調査審議：素案の審議）
市民説明会、パブリックコメント

4月：公聴会、県知事事前協議
原案の公告・縦覧
県知事協議

5月：都市計画審議会
決定・告示・県報告

※ 平成28年度より、現在策定中の第2次佐久市総合計画、国土利用計画（佐久市計画）及び立地適正化計画との整合を図りつつ、都市計画マスタープランの全面改定に着手します。
（平成30年3月策定予定）

5 都市計画マスタープランの構成と一部改定の考え方

○将来都市像・・・現行のとおりです

「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化滑翔都市
～豊かな自然と文化、充実した都市機能が織り成す快適生活空間～」

○全体構想・・・現行のとおりです

全体構想は、市域全体について 1.土地利用方針 2.都市交通方針 3.公園・緑地の方針 4.都市景観の形成方針 5.住宅地整備の方針 6.環境共生型都市づくりの方針 7.安全・安心都市づくりの方針を示しています。

今回の樋橋地区の土地利用のように、市域の一部における土地利用形態の変化等に応じて変更するものではありません。

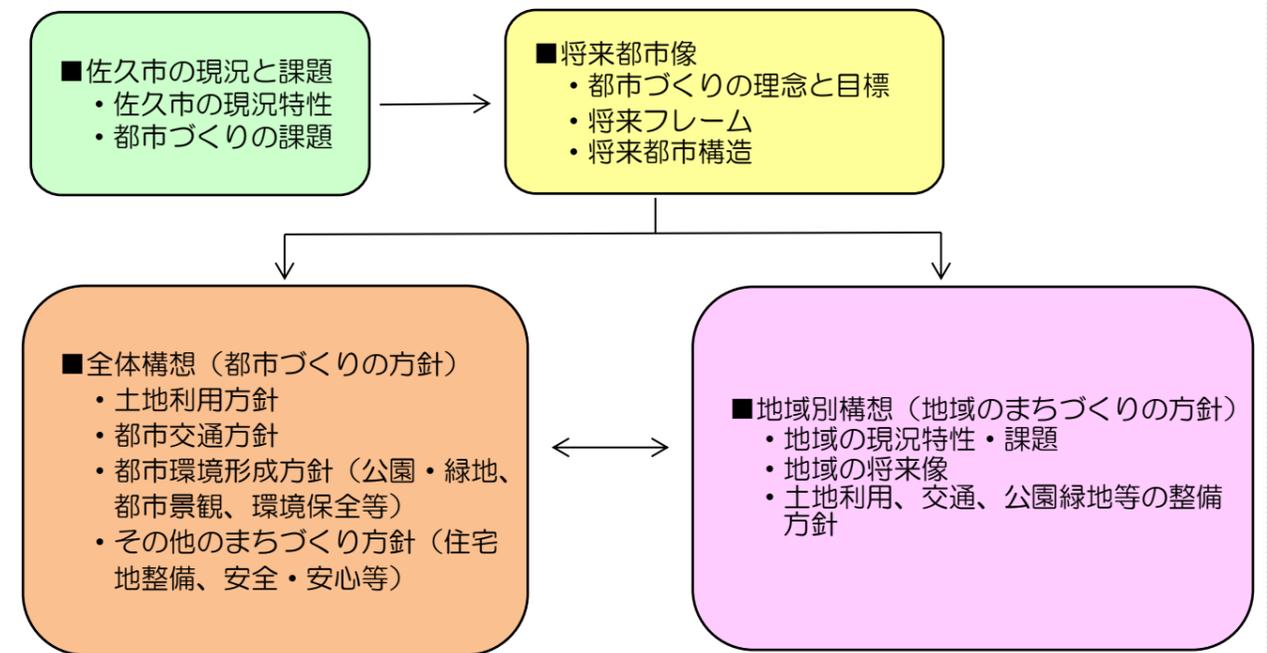
○地域別構想・・・一部改定します

都市計画区域を浅間・東地域、中込・野沢地域、臼田地域、浅科地域、望月地域の5地域に区分しています。地域別構想は、それぞれの地域の特性に応じた課題を整理し、地域住民にとって身近なまちづくりのあり方を示すとともに、具体的な土地利用や施設整備の方針を示しています。

したがって、樋橋地区の土地利用など、各地域内の施策展開や土地利用方針に及ぼす影響が大きな案件については、改めて位置付けをし直します。
また、市を取り巻く情勢変化や経年変化に対応した変更を行います。

※都市計画マスタープランの構成

図1



樋橋地区の現状と開発支援の取組について

◇樋橋地区の現状

- ▽佐久平駅の南、1km圏内に位置する約20haの農振農用地。
- ▽上信越自動車道佐久ICや中部横断自動車道佐久中佐都ICへのアクセスが容易で利便性が高い。
- ▽佐久平駅周辺地区の土地利用が飽和状態となっていることから開発需要が高い。

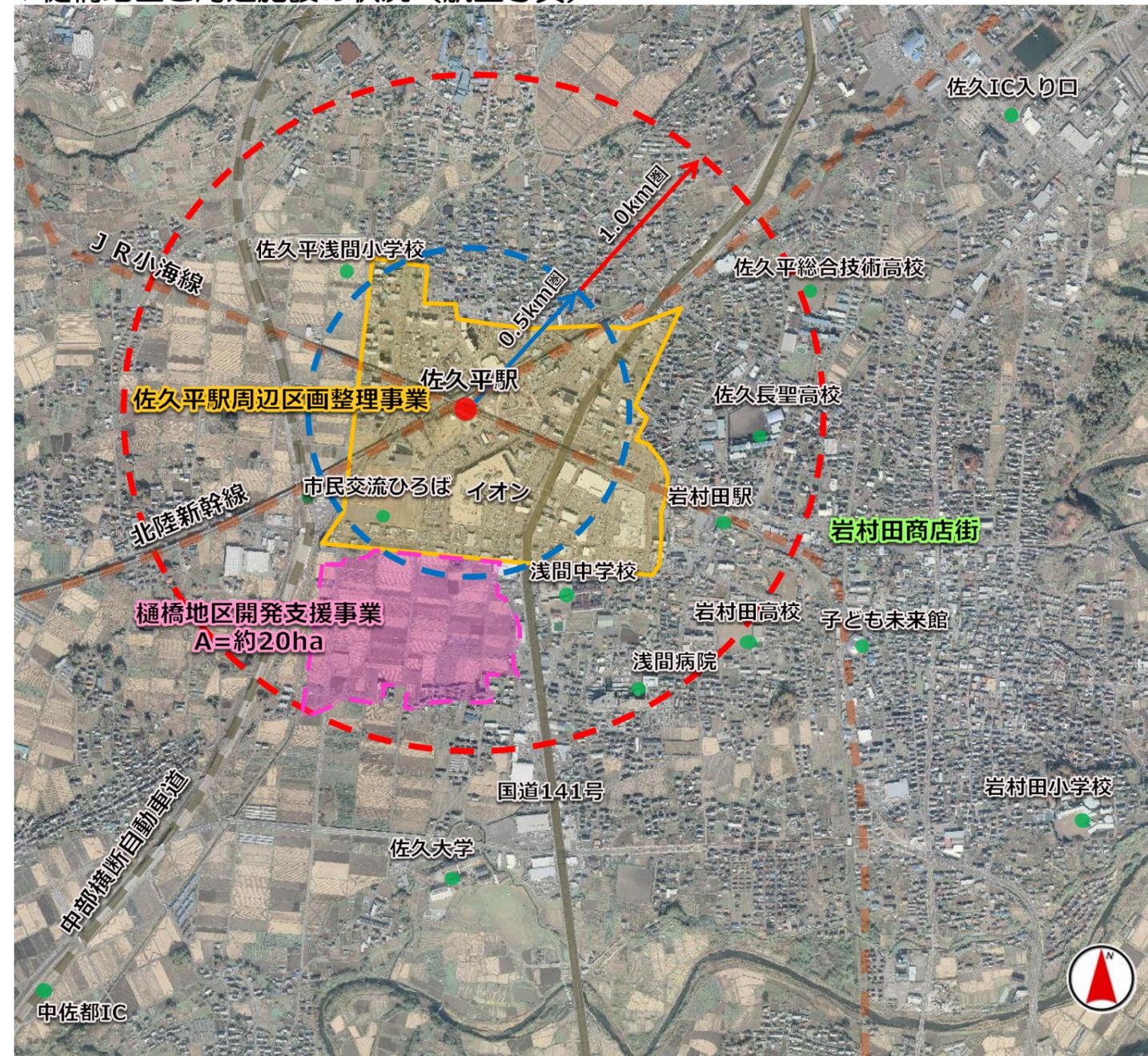
◇各種計画上の位置づけ

- ▽新たな開発需要の受け皿として、都市的土地利用を推進していく地域。
【国土利用計画・佐久市計画】
- ▽広域交通拠点としての立地特性を生かし、商業業務拠点、交流拠点と位置付ける。あわせて交通利便性を生かした都市居住機能の形成、充実を図る。
【佐久都市計画・区域マスタープラン】

◇地元の動向

- 平成27年2月5日：樋橋地区土地区画整理準備組合発足
- 平成27年3月13日：農振除外申請（関係者100%）
- 平成27年4月21日：佐久市へ土地区画整理事業技術的援助申請
- 平成27年5月21～22日：個別相談会（土地利用意向調査等）
- 平成27年6月2日：総会（イオンモール株式会社からの申し入れに基づき、主たる土地利用者として決定）

▽樋橋地区と周辺施設の状況（航空写真）



◎佐久市の取組

- ▽土地区画整理に係る技術的援助（事業認可に向けた調査、測量、設計等の支援）
- ▽農振除外、土地改良事業の受益地からの除外、都市計画と農林漁業との調整に係る県協議
- ▽都市計画上の用途地域編入に係る県協議

樋橋地区に期待されるまちの機能と施設整備の方向性について

◎背景

◇佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略

～若い世代の希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

わが国全体が、人口減少社会に突入し、少子高齢化が進展している状況を踏まえ、佐久市においては、人口減少と地域経済の縮小の悪循環を断ち切り、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立するため、佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

総合戦略においては、以下の5点を基本方針に掲げ、多くの人に選ばれ続ける魅力あるまちづくりの実現に向けた具体的な施策を展開していきます。

—基本方針—

- ①市民の暮らしを守り、研ぎ澄ます身近な施策
- ②佐久市の特色や地域資源を生かした施策
- ③地域の強みや特徴を磨き上げる施策
- ④高速交通網を生かした施策
- ⑤地域間の連携を生かした施策

◇樋橋地区の強みと特徴

▽上信越自動車道並びに中部横断自動車道のICの開通や、北陸新幹線佐久平駅の開業を契機として、県内有数の高速交通網の要衝となっています。

▽隣接する佐久平駅周辺では、商業集積が進み、佐久地域全体の商圈の中核を担っています。

また、教育（佐久平浅間小、浅間中、岩村田高校、佐久大学）、医療（浅間総合病院他）、文化（市民交流センター）、公園（市民交流ひろば）、交通インフラなど、都市機能が周辺に集積しています。

▽生活上の利便の高さから、市内外からの住機能に対する需要が潜在的に高い地区となっています。

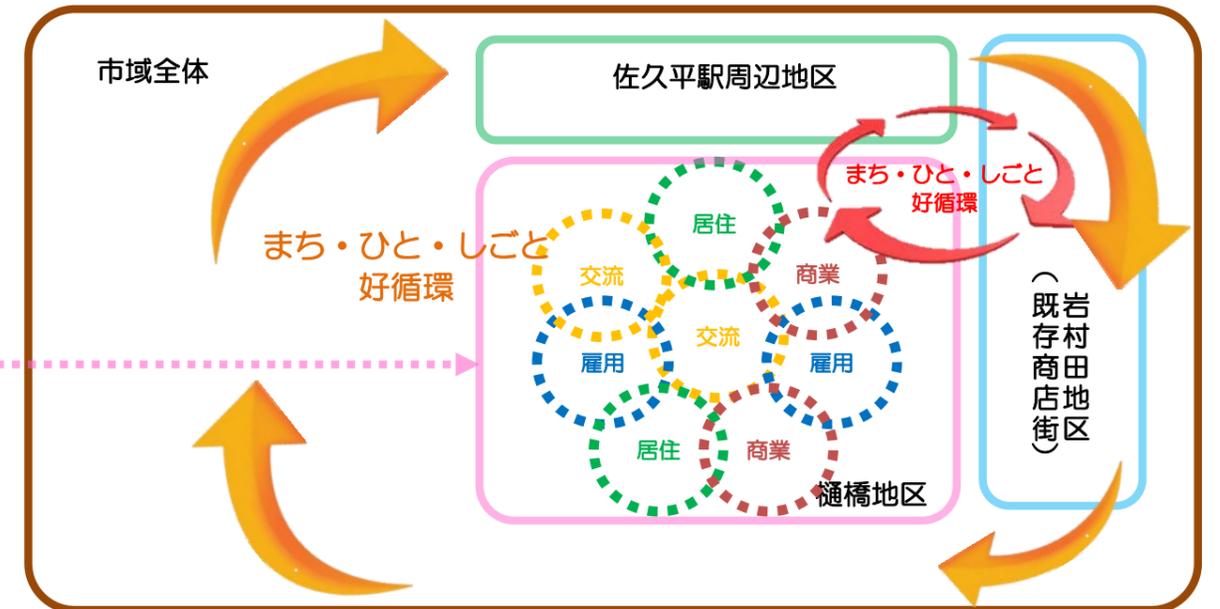
◎佐久市の考え方

▽総合戦略の基本的な考え方を踏まえ、樋橋地区の強みと特徴を最大限に活かすため、“新たな仕事と雇用”“新たな人の流れ”“新たな交流”“新たな魅力”の4つの創生を目指し、樋橋地区に期待されるまちの機能と施設整備の方向性について、現時点での考え方を下記のとおりお示しします。

▽それぞれの要素（施設）が、相互に有機的且つコンパクトに結び付き、機能を補い合うとともに、地域経済の活性化や暮らしの質の向上に及ぼす効果が、岩村田地域はもとより、市域全体に波及することを目指します。

樋橋地区に期待されるまちの機能	施設整備の方向性
①まちでの“新たな仕事・雇用”を創生する誘致企業等関連施設	・災害リスクが比較的少なく、高速交通ネットワークの結節点といった立地の強みを生かした企業、研究機関等の関連施設の形成
②まちへの“新たな人の流れ”を創生する移住・住居関連施設	・移住後に豊かで健康的な生活を送ることのできる佐久市CCRC（生涯活躍のまち構想の推進）及び移住・住居関連施設の形成
③まちとの“新たな交流”を創生する宿泊、会議、観光、交通関連施設	・大都市圏との交流拠点となる宿泊、会議、観光関連施設の形成 ・人の流れを集め、地域間の結びつきを促進する交通ターミナル施設の形成
④まちの“新たな魅力”を創生する広域集客型の商業等複合施設	・若者の雇用の場になり、継続して住み続けたい魅力的な広域集客型の商業等複合施設の形成 ・地域の魅力を発信する地元企業出店用テナントの形成 ・免税等の新たな訪日外国人旅行者向けサービスを有する商業施設の形成

※まちづくりの展開イメージ



調査審議②

佐久市立地適正化計画策定方針について

佐久市型情報公開（市民意見公募）

佐久市立地適正化計画 策定方針（案）

平成 28 年 1 月



佐 久 市

目次

1	策定の目的	2
2	策定の背景	2
	(1) 立地適正化計画の概要	
	(2) 佐久市の現状と課題	
3	計画の期間	3
4	策定の基本的な考え	3
	(1) 計画の位置付け	
	(2) 目指すべき都市構造	
5	策定にあたって検討を行う項目	5
	(1) 都市の現況とまちづくりにおける課題の把握	
	(2) 居住誘導区域の検討	
	(3) 都市機能誘導区域・誘導施設の検討	
	(4) 施策の検討	
	(5) 目標値の設定	
6	策定体制	6
	(1) 庁内	
	(2) 市民参画	
	(3) 都市計画審議会・市議会	
7	立地適正化計画策定のスケジュール	7

佐久市立地適正化計画策定方針（案）

1 策定の目的

全国的に人口減少・少子高齢化が進展する中、国は今後の都市が目指すべき方向である「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を推進するため、平成 26 年 5 月に都市再生特別措置法を改正し、コンパクトなまちづくりを支援する「立地適正化計画制度」を創設しました。

本市においても、今後さらなる少子高齢化の進展が予測されており、全ての市民が安心安全かつ快適に暮らせるコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、持続可能な地域社会の実現を目指し、「立地適正化計画」を策定します。

2 策定の背景

(1) 立地適正化計画の概要

立地適正化計画とは、**市町村が都市全体の観点から策定する、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン**です。

近年、急激な人口減少・少子高齢化の進展に加え、公共施設・都市インフラの老朽化や大規模災害への備えなど、まちづくりに求められる課題は多様化しています。こうした課題に対応するためには、「**多極ネットワーク型コンパクトシティ（医療・福祉・商業など日常生活に必要な機能が集まる拠点同士を、鉄道やバスなどの公共交通により連携した集約型の都市構造）**」の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

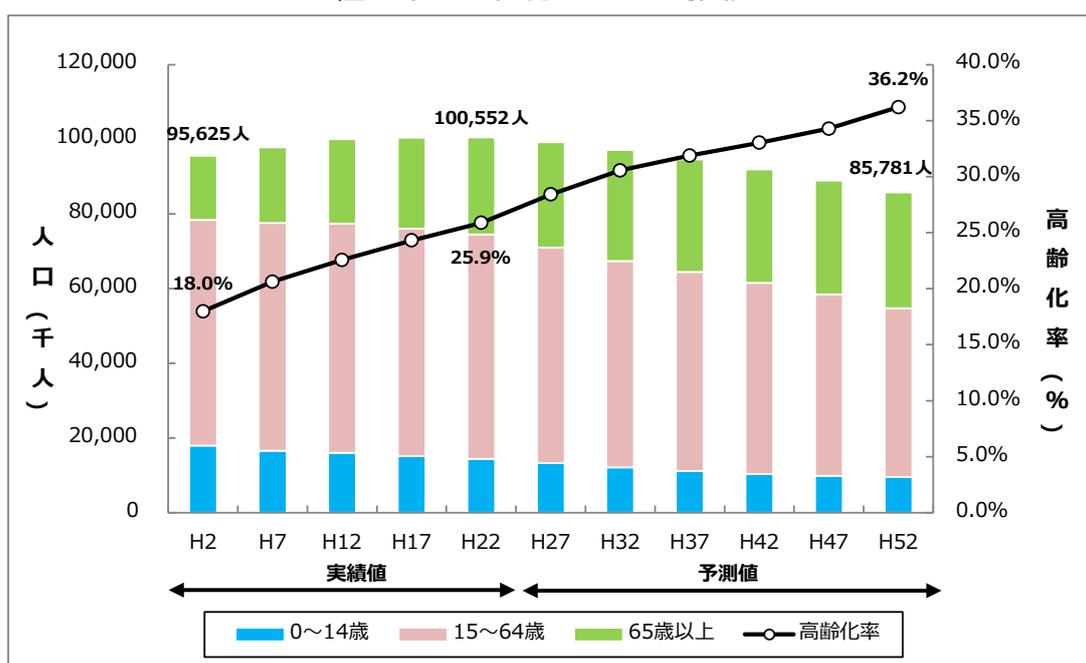
立地適正化計画は、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方を推進するとともに、行政・市民・民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組み、持続可能な地域社会を形成していくための土台となるものです。

(2) 佐久市の現状と課題

本市は、県下 4 つの平のひとつである佐久平の中央に位置し、東西の中山道、南北の佐久甲州街道の街道筋を中心に発展を遂げてきました。平成 17 年の市町村合併を経て市域はさらに拡大し、広範囲に渡って市街地が形成されています。

しかし、近年は人口増加の動きが鈍化しており、今後、人口減少・高齢化の進展に伴い、市街地の低密下、公共交通や生活利便施設のサービス水準の低下などが進む恐れがあります。将来にわたって、日常生活に必要な生活サービス水準を確保し、地域の活力を維持していくためには、**従来の分散型の都市構造からコンパクトな集約型の都市構造への転換を図り、居住機能や都市機能の集約化について包括的に検討することが求められます。**

▼佐久市の3区分別人口の推移



資料：国立保障・社会人口問題研究所将来人口推計

3 計画の期間

概ね 20 年先の都市構造と市街地の姿を見据えた計画とします。

なお、本計画は定期的に達成状況进行评估し、状況に合わせて計画内容を不断に見直すなど、柔軟な計画として運用していきます。

4 策定の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「第一次佐久市総合計画後期基本計画」(平成 24 年 3 月)との整合を図るとともに、平成 27 年度 10 月に策定した「佐久市人口ビジョン」および「佐久

市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携を図りながら検討を進めます。

また、「佐久市都市計画マスタープラン」(平成 20 年 3 月、平成 22 年 11 月改定)で掲げられている都市構造をベースに、都市計画マスタープランの考え方を踏まえて検討を進めます。

(2) 目指すべき都市構造

国の掲げる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方を基本として、自動車依存の軽減や身近なコミュニティの充実を図るとともに、地区それぞれの特性や多様なライフスタイルを反映した“佐久市版”コンパクトシティの実現を目指します。

本計画では、居住機能や生活利便機能の適切な配置を誘導するために、**用途地域内に都市機能誘導区域および居住誘導区域を定める**こととし、**用途地域外についても、旧町村の中心拠点など既存の生活拠点の現状を考慮しながら、当該エリアのあり方を検討**します。

●都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

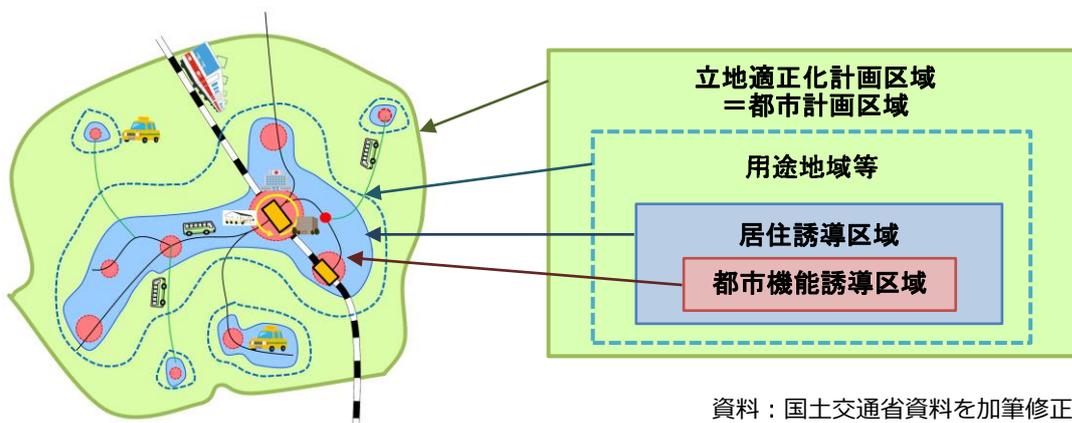
●誘導施設

誘導施設は、居住者の生活利便性の向上を図るために、重点的に誘導を図るべきと考えられる施設で、医療施設や社会福祉施設、子育て施設、文化施設、商業施設、行政施設などを定めることが考えられます。

●居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべきと考えられる区域です。

▼立地適正化計画における誘導区域のイメージ



資料：国土交通省資料を加筆修正

5 策定にあたって検討を行う項目

計画の策定にあたっては、以下のような項目について検討・分析を行います。

(1) 都市の現状とまちづくりにおける課題の把握

類似都市との比較・評価や地区別の整理を行い、都市構造上の課題を把握するとともに、公共交通のサービス状況や医療・福祉・商業・子育て等生活サービス施設の分布状況など、都市の現状を整理します。また、地区別の将来人口の予測を行います。

(2) 居住誘導区域の検討

上記(1)の都市構造に関わる課題や人口の将来見通し等を踏まえて誘導の方針を検討し、居住誘導区域案を策定します。また用途地域外の地域についても、現状を考慮しながら既存のコミュニティの維持・拠点性の強化などについて検討します。

(3) 都市機能誘導区域・誘導施設の検討

都市計画マスタープランにおける拠点の考え方や、現状の都市機能の分布状況を踏まえて都市機能誘導区域案を策定するとともに、重点的に誘導を図るべきと考えられる誘導施設を選定します。

(4) 施策の検討

誘導施策について、国・県等の制度や市の空き家バンク等、既存制度活用の方を整理するとともに、必要に応じて新たな施策の検討を行います。また、誘導区域設定の考え方、「佐久市公共交通網形成計画」等の内容を踏まえて、立地適正化を実現するためのバス等公共交通の方針について検討します。

(5) 目標値の設定

計画の遂行により、実現しようとする定量的な目標値（例：居住誘導区域内の人口比率など）を検討します。

6 策定体制

(1) 庁内

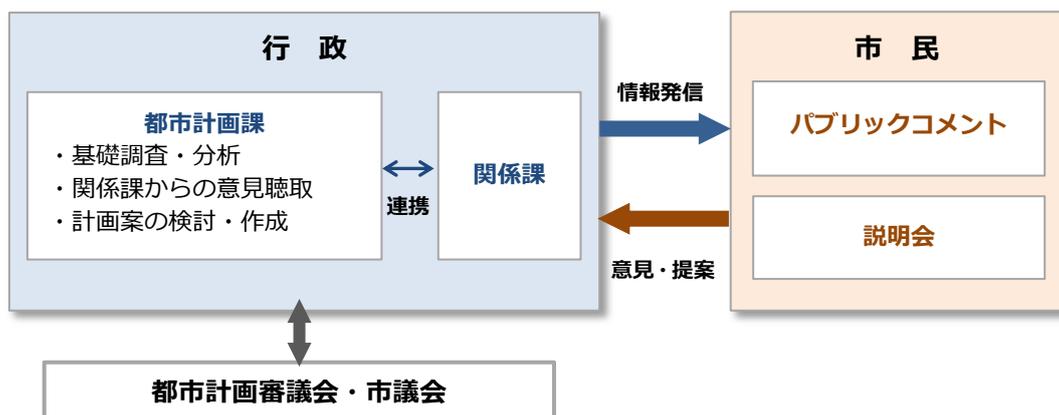
都市計画課を中心として策定作業を進めます。建設部門以外の関係各課へのヒアリングや庁内検討会などを実施し、幅広い分野と連携して具体の検討を進めます。

(2) 市民参画

立地適正化計画の策定にあたっては、市民のみなさまの参画機会の設定および意見把握に努めます。

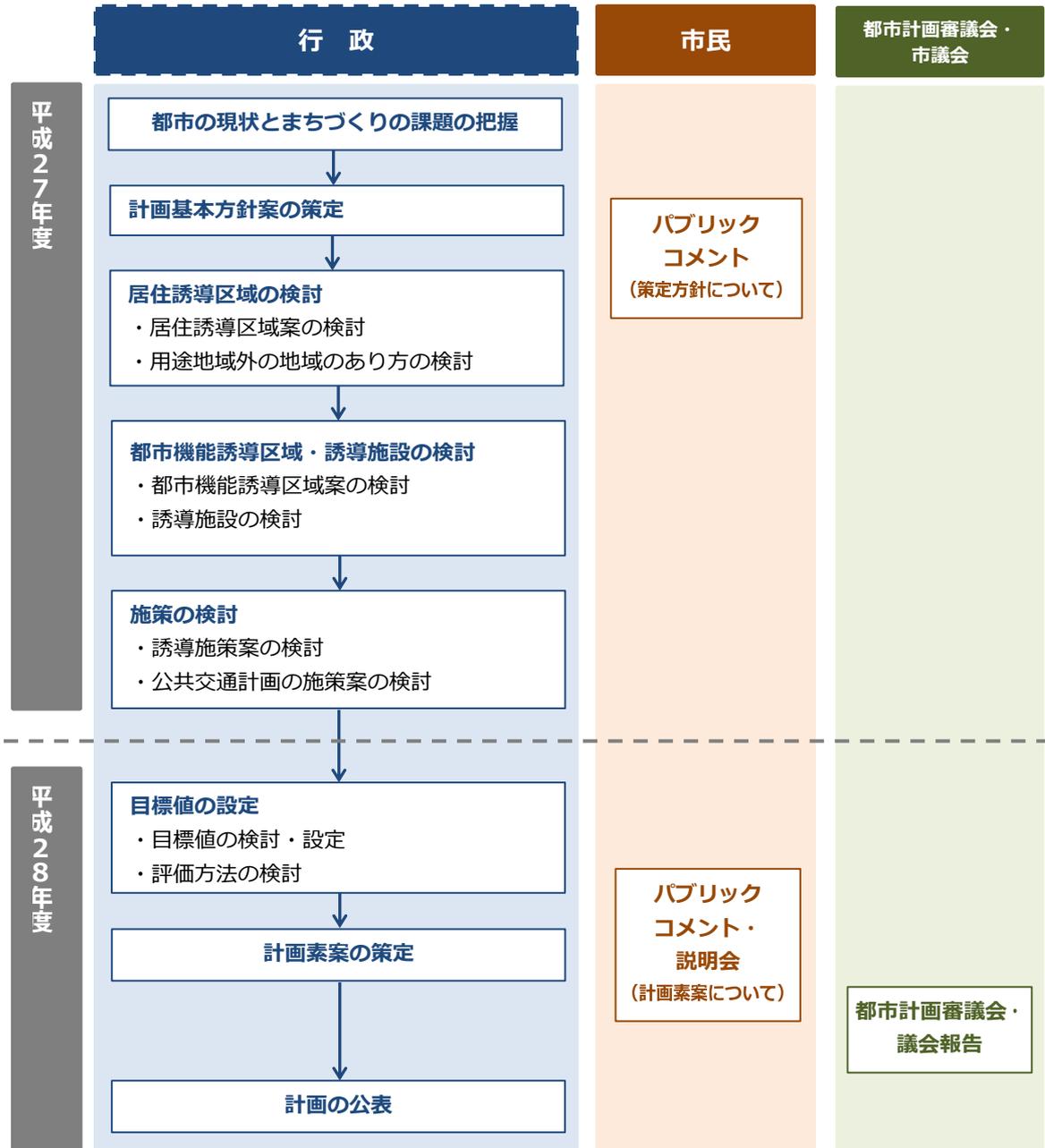
(3) 都市計画審議会・市議会

計画案は、都市計画審議会および市議会にて説明・報告を行います。



7 立地適正化計画のスケジュール・流れ

本計画策定期間は、平成 27 年度および 28 年度の 2 か年度を予定しています。



調査審議③

佐久都市計画道路の見直しについて

都市計画道路見直しについて

1 目的

佐久市の都市計画道路は、昭和36年町村合併時の昭和37年3月16日に当初の計画決定を行って以来、昭和60年までの経済が高度成長している時代に都市計画決定された路線がほとんどである。しかし、現在に至るまでの長期間経過しても、未整備となっている路線・区間が存在するのが現状である。

計画決定された区域内では、一定の規模を超える建築が制限されているが、現在の社会経済情勢は、高齢化・人口減少等、計画決定された時代と大きく変化しているため、都市の現状及び将来予測に基づく都市計画道路網に見直す必要がある。

そのような状況を踏まえ、未整備及び概成済となっている都市計画道路の必要性などの客観的な評価を行い、都市計画道路の見直しを行う。

2 都市計画道路の整備状況

市内の都市計画道路(幹線街路以上)の整備状況を下表に整理した。

市内の都市計画道路は、31路線で計画延長が88.2kmあり、そのうち63.6kmが整備済(整備率72.1%)となっている。(整備済み:11路線、未整備:20路線(事業中含む))

これを、県内他都市と比較すると、佐久都市計画区域(御代田町、特殊街路、区画街路含む)の整備率は33都市計画区域中5番目と高い整備率となっている。

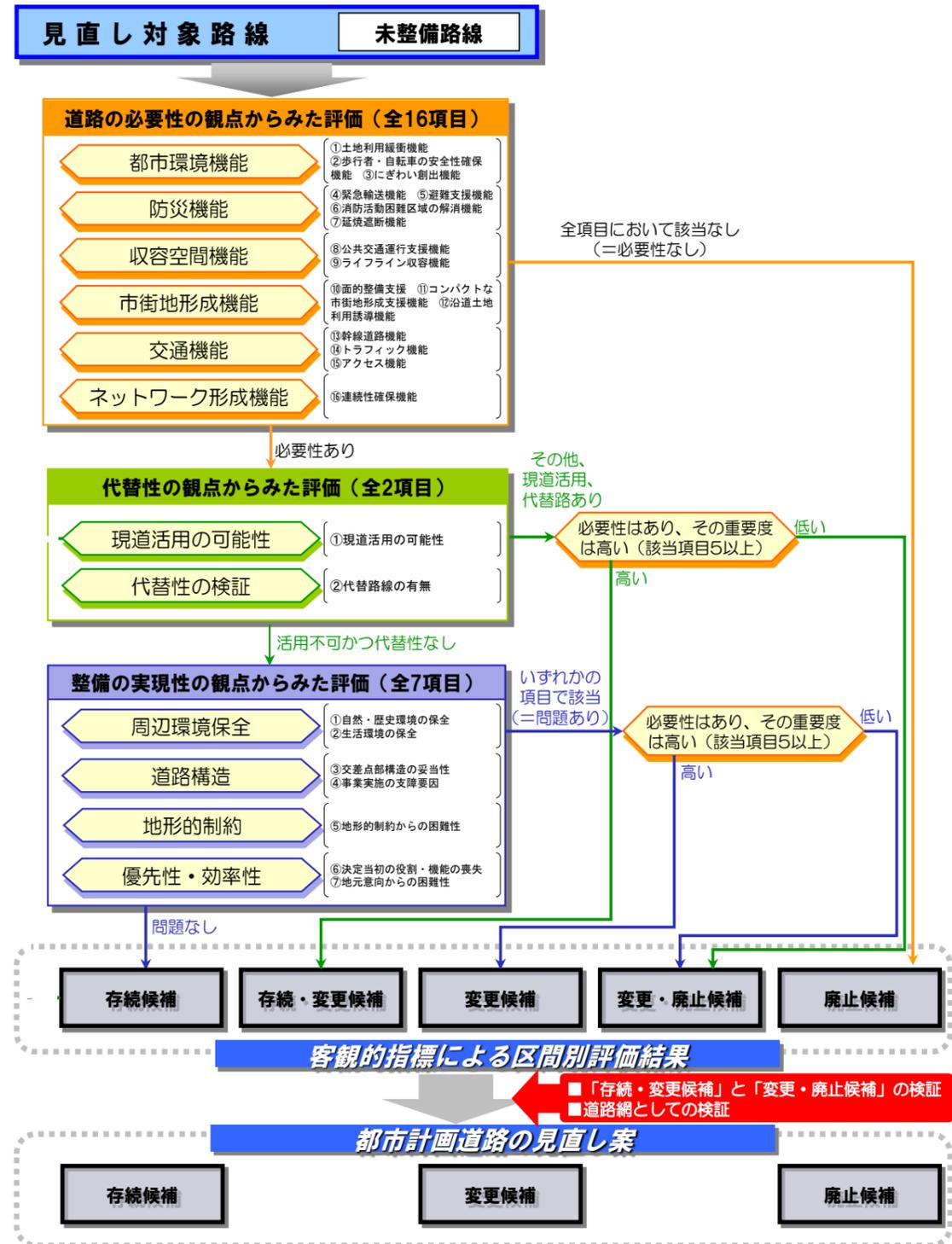
路線番号	路線名	延長(m)	改良済延長(m)	改良率	未整備延長(m)	概成済※1延長(m)	備考
1	1.4.1 八千穂佐久線	15,400	12,437	80.8%	2,963	0	事業中
2	3.3.2 小諸佐久臼田線	12,890	12,060	93.6%	830	0	事業中
3	3.3.3 原東1号線	5,400	3,630	67.2%	1,770	1,050	
4	3.4.5 堰端線	1,590	1,430	89.9%	160	0	事業中
5	3.4.6 枇杷坂線	360	143	39.7%	217	0	
6	3.4.7 西本町荒宿線	980	980	100.0%	0	0	
7	3.4.8 荒宿上の城線	1,860	0	0.0%	1,860	0	全線未着手
8	3.4.9 橋場中央線	2,750	1,330	48.4%	1,420	0	
9	3.5.10 中込駅前線	400	400	100.0%	0	0	
10	3.4.11 御代田佐久線	7,380	3,773	51.1%	3,607	2,257	
11	3.5.14 近津住吉線	1,630	317	19.4%	1,313	885	
12	3.5.15 中込田口線	6,100	6,100	100.0%	0	0	
13	3.5.16 千歳線	1,250	1,250	100.0%	0	0	
14	3.5.17 滑津跡部線	1,390	0	0.0%	1,390	0	
15	3.5.18 中込北高線	3,330	3,330	100.0%	0	0	
16	3.5.19 高柳線	860	380	44.2%	480	0	
17	3.5.20 跡部臼田線	2,120	759	35.8%	1,361	0	一部、事業中
18	3.5.21 大奈良臼田線	1,620	1,620	100.0%	0	0	
19	3.5.22 臼田駅中央線	870	870	100.0%	0	0	
20	3.5.23 大沢太田部線	2,120	0	0.0%	2,120	0	全線未着手
21	3.5.24 相生大手線	1,900	810	42.6%	1,090	0	事業計画策定中
22	3.5.25 取出中央線	5,110	3,930	76.9%	1,180	300	
23	3.5.29 住吉荒宿線	440	0	0.0%	440	0	全線未着手
24	3.5.30 原南部線	930	0	0.0%	930	0	全線未着手
25	3.3.31 仙祿湖線	1,150	1,150	100.0%	0	0	
26	3.4.32 近津砂田線	1,540	1,460	94.8%	80	0	
27	3.4.33 相生赤岩線	1,490	0	0.0%	1,490	1,490	一部事業中
28	3.4.34 佐久駅蓼科口線	1,140	1,140	100.0%	0	0	
29	3.4.35 柳原前田線	680	680	100.0%	0	0	
30	3.4.36 佐久駅浅間口線	470	470	100.0%	0	0	
31	3.3.37 佐久南インター線	3,010	2,340	77.7%	670	0	事業中
合計	合計	88,160	63,563	72.1%	24,597	5,982	

※1:概成済とは、改良済以外の区間のうち、都市計画道路の計画幅員の2/3以上の幅員があり改良済の都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間。

※2:グレーの網掛けは、未整備路線。

3 見直しの検討手順

都市計画道路の見直し案の検討手順を下図に示した。



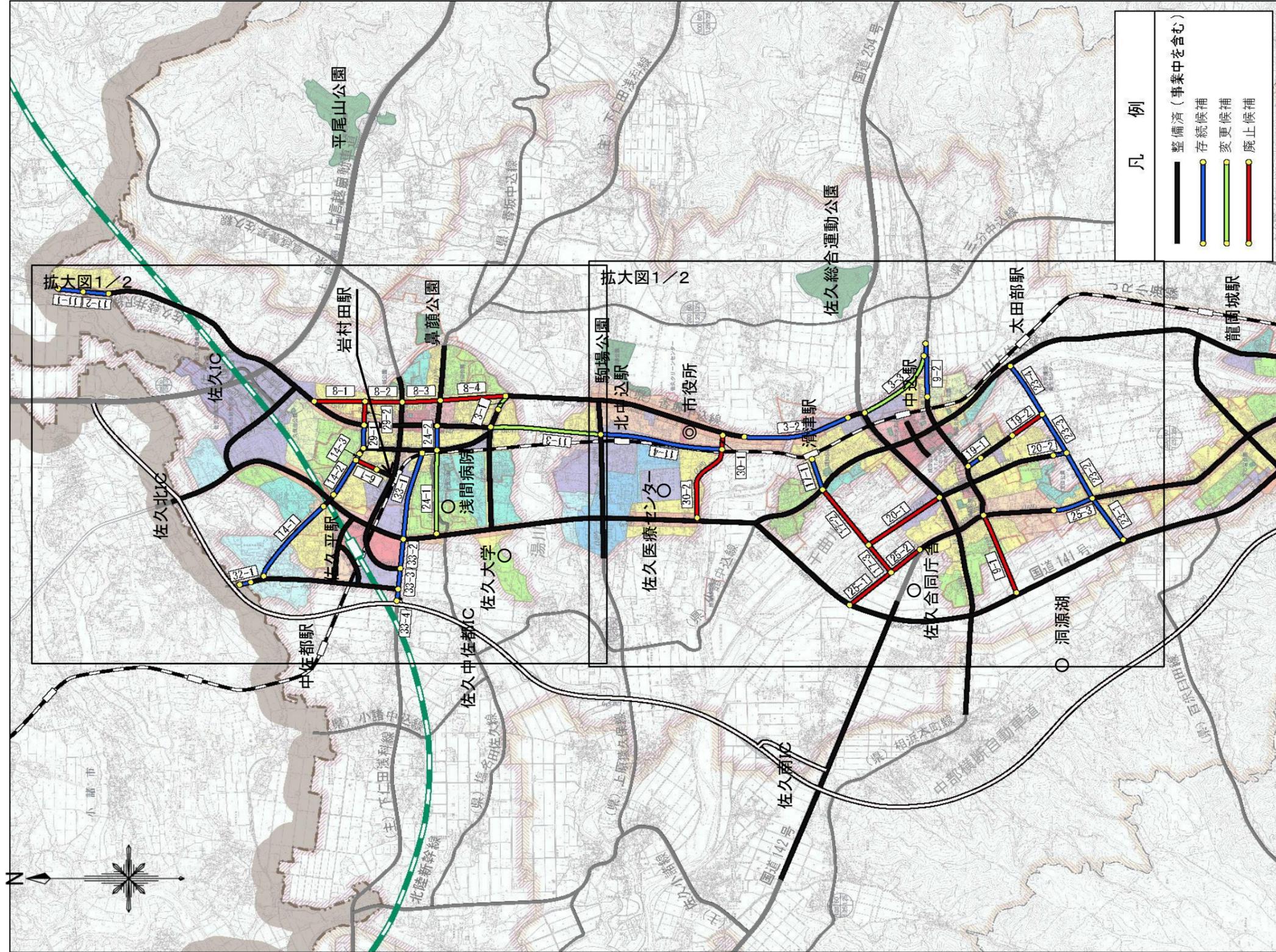
4 都市計画道路見直し案

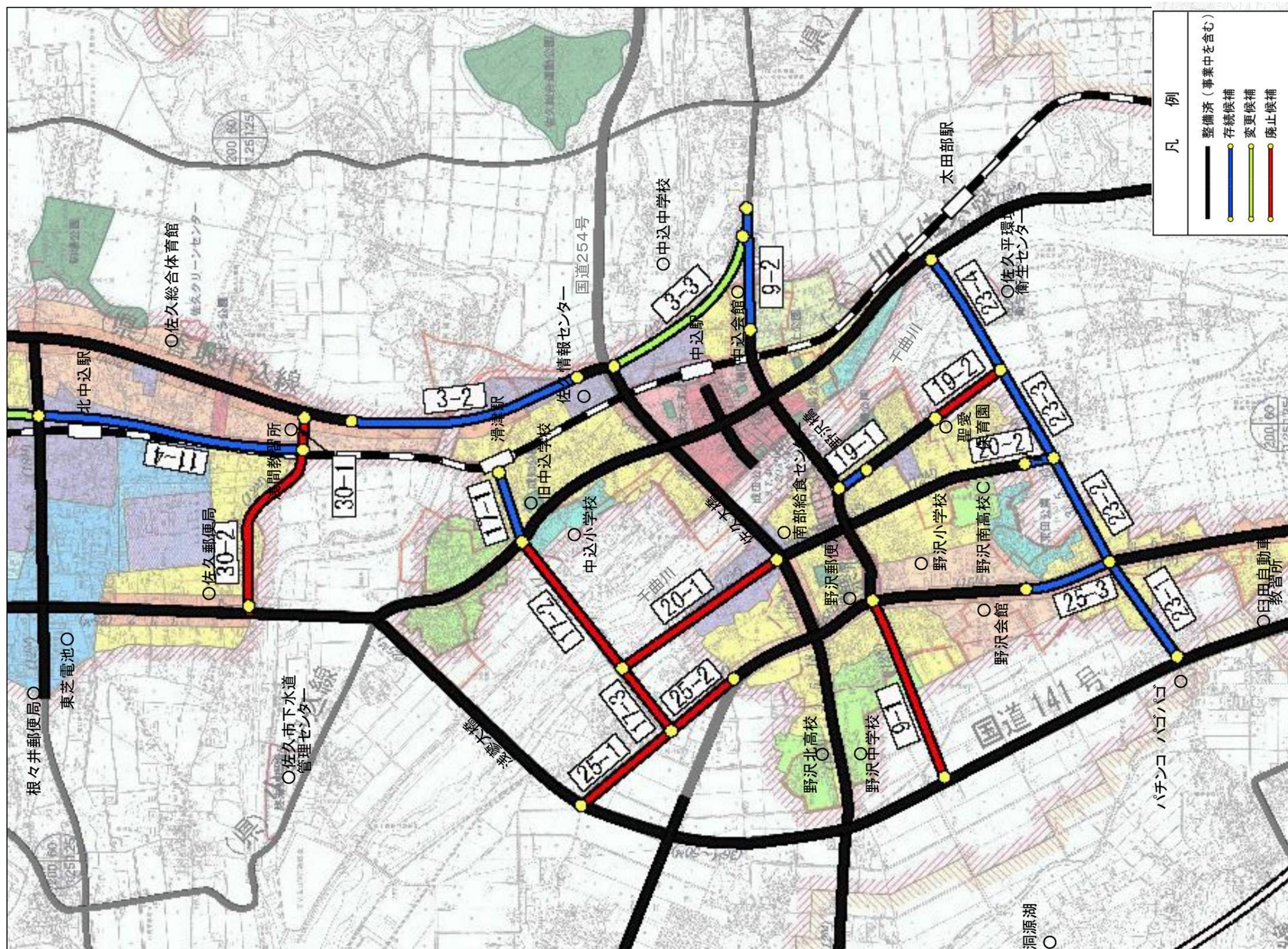
都市計画道路見直し案について、変更候補・廃止候補一覧表を下表に、見直し案(全体図)を3ページに、見直し案(拡大図)を4ページ及び5ページに、評価一覧表を6ページに示した。

都市計画道路見直し案 変更候補・廃止候補一覧表

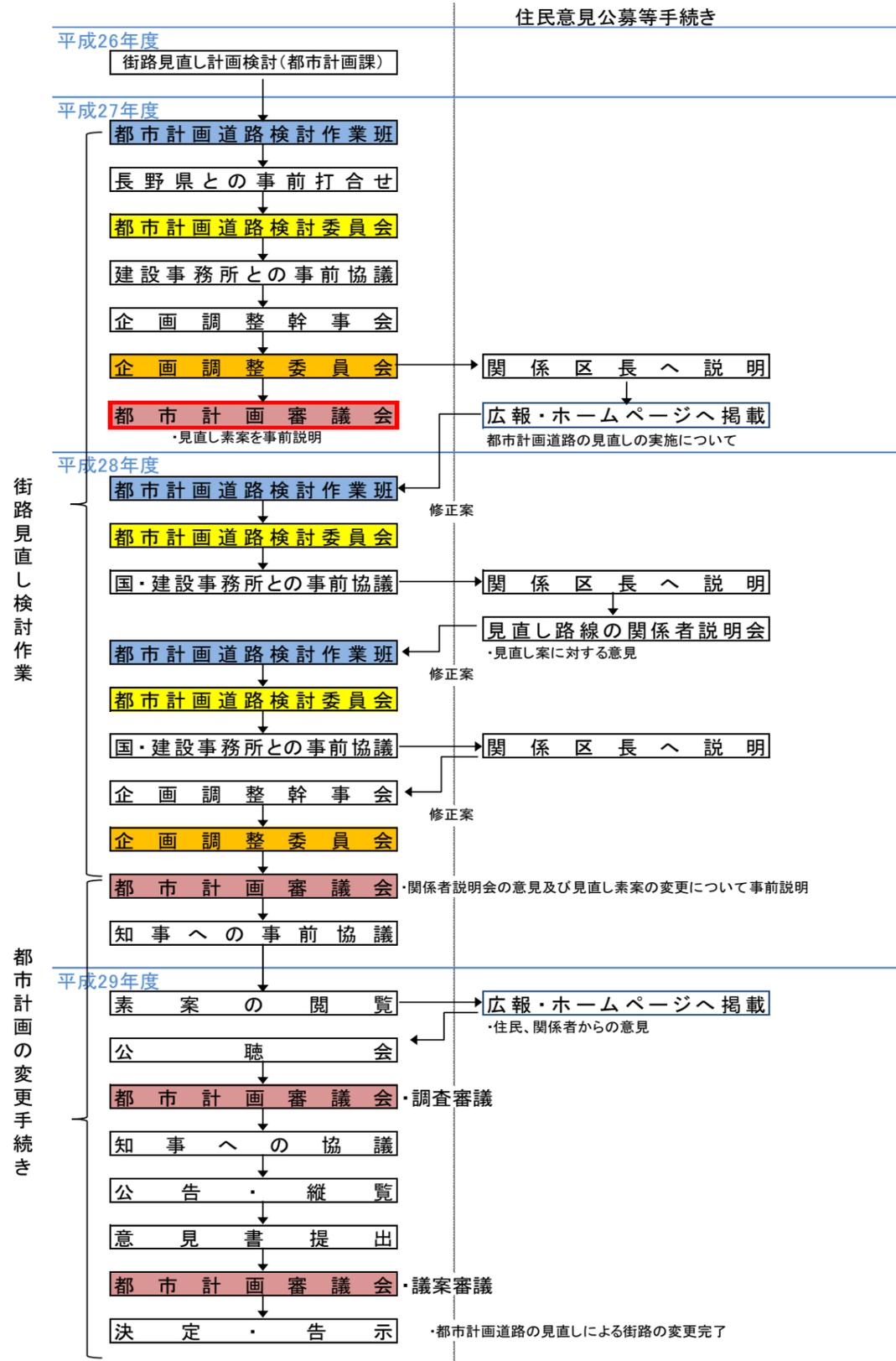
	区間 番号	都市計画道路名	延長 (m)	計画 幅員	現況 幅員	都市計画 道路 見直し案	変更・廃止理由	適用
1	3-1	3.3.3 原東1号線	220	22-49	30.0	変更候補	3.4.8荒宿上の城線 区間8-4の廃止に伴い、交差点形状に係る変更が必要と考えられる。	香坂中込線
2	3-3	3.3.3 原東1号線	720	12	5.0	変更候補	3.4.9橋場中央線との交差点形状が鋭角交差であり、変更が必要と考えられる。	
3	6-1	3.4.6 枇杷坂線	217	16	—	廃止候補	佐久平駅関連として追加された都市計画道路の存在、佐久平駅の整備により岩村田駅の機能が低下しており、本検討での必要性の視点における該当項目が比較的少なく、代替路が存在することから廃止候補と位置付ける。	
4	8-1	3.4.8 荒宿上の城線	510	12	—	廃止候補	必要性における該当項目が比較的少なく、代替路が存在することから廃止候補と位置付ける。	
5	8-2	3.4.8 荒宿上の城線	350	16	—	廃止候補	必要性における該当項目が比較的少なく、代替路が存在することから廃止候補と位置付ける。	
6	8-3	3.4.8 荒宿上の城線	360	16	—	廃止候補	住宅密集地のため、建物移転に伴い地区内へとどまることが難しく、道路整備により地域を分断する。建物が多く支障となるため事業費が膨大である。また、並行する路線が存在することから廃止候補と位置付ける。	
7	8-4	3.4.8 荒宿上の城線	640	16	—	廃止候補	住宅密集地のため、建物移転に伴い地区内へとどまることが難しく、道路整備により地域を分断する。建物が多く支障となるため事業費が膨大である。また、代替路が存在し、さらに、河岸段丘による地形的な制約と3.3.3原東1号線との交差点形状に係る変更が必要なことから廃止候補と位置付ける。	
8	9-1	3.4.9 橋場中央線	850	12	—	廃止候補	区間東側の用途地域内は住宅密集地のため、建物移転に伴い地区内へとどまることが難しく、道路整備により地域を分断する。建物が多く支障となるため事業費が膨大である。また、交差点付近における変更の必要性など実現性における課題もある。さらに、代替路の基準とした300mの範囲からわずかに外れるが、並行する3.5.18中込北高線が存在していることから廃止候補と位置付ける。	
9	11-3	3.4.11 御代田佐久線	827	12	12.0	変更候補	湯川橋整備時における詳細検討より現都市計画道路決定での整備が困難であったため若干、線形を変更していることから、これに合わせた変更が必要である。	
10	17-2	3.5.17 滑津跡部線	680	8.5	—	廃止候補	必要性における該当項目が比較的少なく、代替路が存在することから廃止候補と位置付ける。	
11	17-3	3.5.17 滑津跡部線	370	12	—	廃止候補	区間の大半が用途地域外であり、必要性での評価が消防活動支援、延焼防止機能であることから道路整備以外の対応も可能であり、関連する3.5.17滑津跡部線、3.5.25取出中央線が廃止候補となることを踏まえ道路網としての検証により廃止候補と位置付ける	
12	19-2	3.5.19 高柳線	330	12	—	廃止候補	必要性における該当項目が比較的少なく、代替路が存在することから廃止候補と位置付ける。	
13	20-1	3.5.20 跡部白田線	730	12	—	廃止候補	区間の大半が用途地域外であり、必要性での評価が消防活動支援、延焼防止、ライフライン収容機能であることから道路整備以外の対応も可能であり、関連する3.5.17滑津跡部線、3.5.25取出中央線が廃止候補となることを踏まえ道路網としての検証により廃止候補と位置付ける。	
14	24-1	3.5.24 相生大手線	840	12	—	変更候補	連続する交差点部を境に区間24-1と24-2で計画幅員が異なり、整備時に交差点における変更の必要性が高いことから区間24-1を変更候補として位置付ける。	塩名田佐久線
15	25-1	3.5.25 取出中央線	480	12	—	廃止候補	必要性における該当項目が比較的少なく、代替路が存在することから廃止候補と位置付ける。	
16	25-2	3.5.25 取出中央線	400	12	—	廃止候補	必要性における該当項目が比較的少なく、代替路が存在することから廃止候補と位置付ける。	
17	29-2	3.5.29 住吉荒宿線	250	12	—	廃止候補	受け皿となる荒宿上の城線(区間8-1・2)が廃止候補に位置付けられたことにより、道路網として完結性が喪失する。また、代替路の基準とした300mの範囲からわずかに外れるが、並行する道路が存在している状況にあるため、廃止候補として位置付ける。	
18	30-1	3.5.30 原南部線	150	12	—	廃止候補	必要性における該当項目が比較的少なく、代替路が存在することから廃止候補と位置付ける。	
19	30-2	3.5.30 原南部線	780	12	—	廃止候補	必要性における該当項目が比較的少なく、代替路が存在することから廃止候補と位置付ける。	

都市計画道路見直し案（全体図）

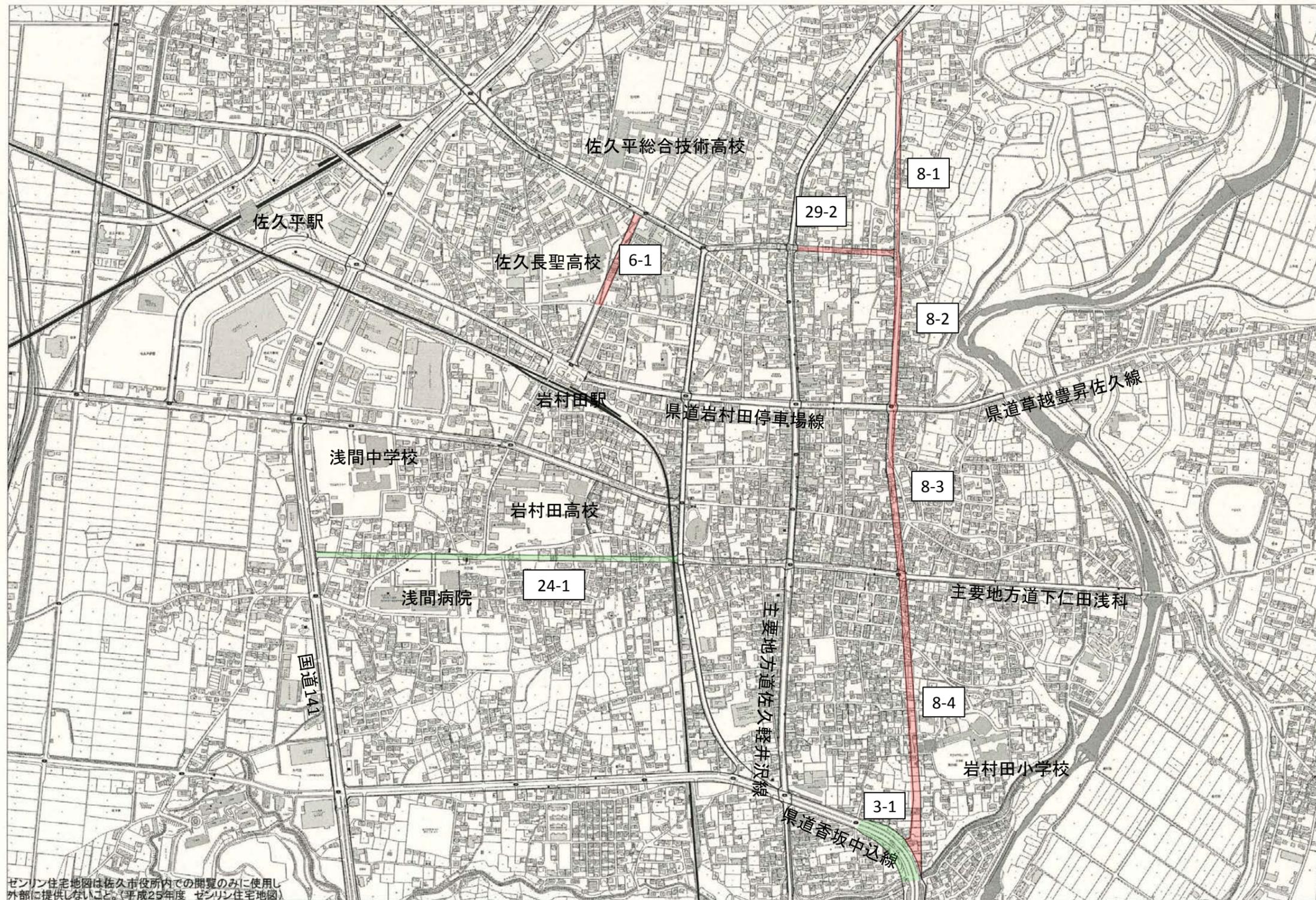




5 都市計画道路見直しスケジュール



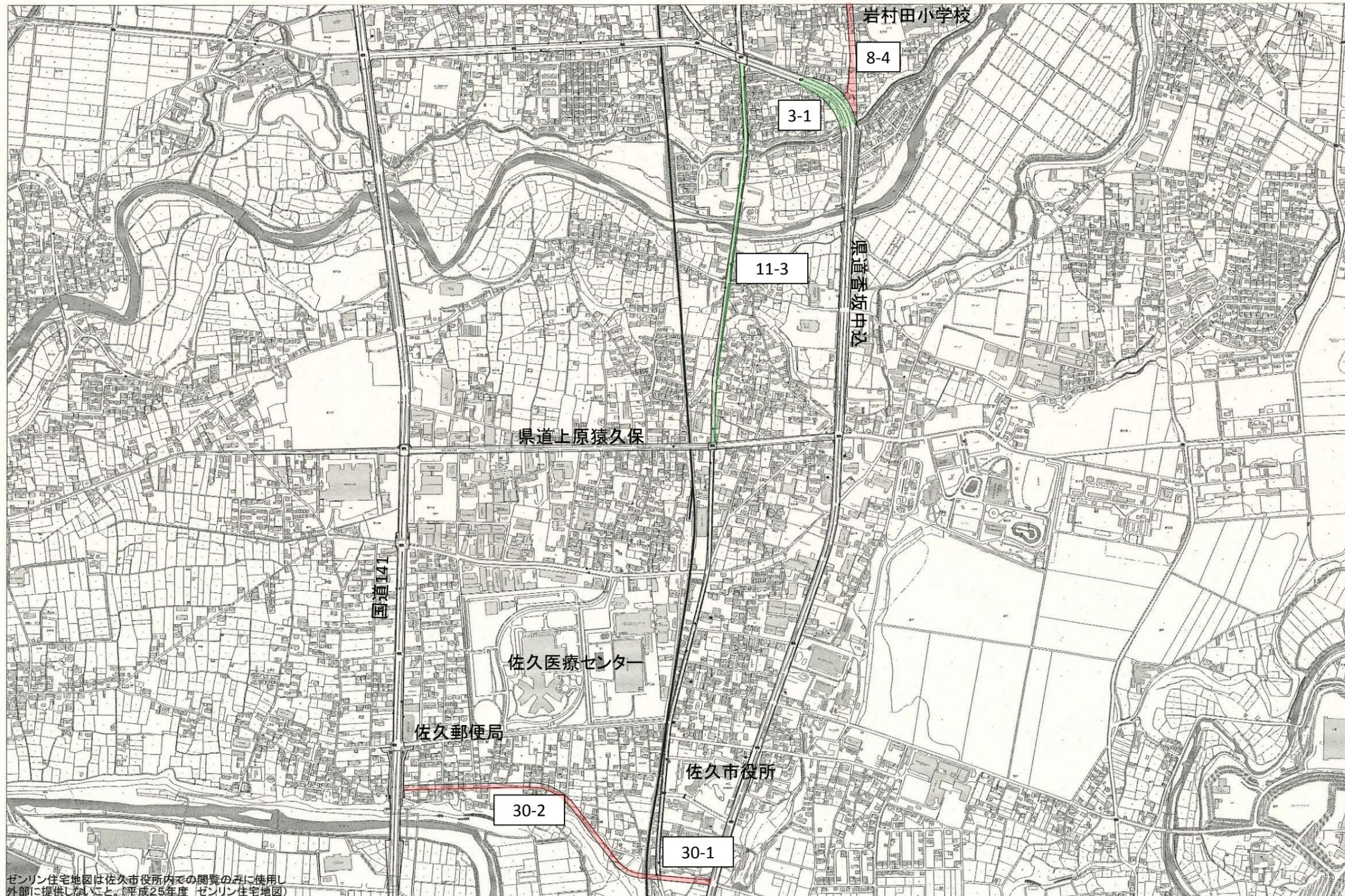
変更候補路線: 緑
廃止候補路線: 赤



ゼンリン住宅地図は佐久市役所内での閲覧のみに使用し、外部に提供しないこと。(平成25年度 ゼンリン住宅地図) Head ID = TOSU



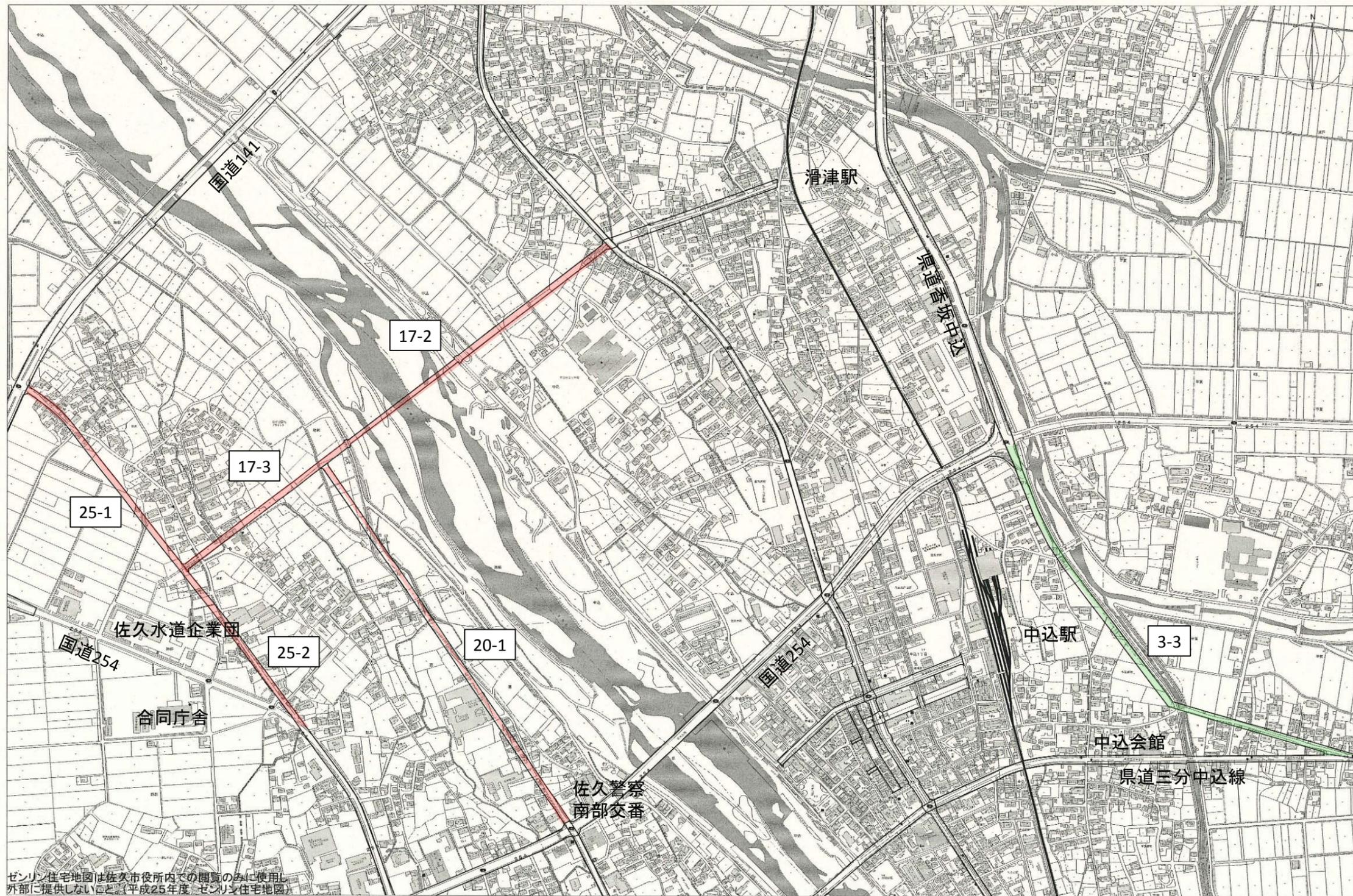
変更候補路線: 緑
廃止候補路線: 赤



ゼンリン住宅地図は佐久市役所内での閲覧のみに使用し
外部に提供しないこと。(平成25年度 ゼンリン住宅地図)
UserID = TOSHI

変更候補路線: 緑
廃止候補路線: 赤

佐久市中込1728 付近



ゼンリン住宅地図は佐久市役所内での閲覧のみに使用し、外部に提供しないこと。(平成25年度)ゼンリン住宅地図
UserID = TOSHI

変更候補路線: 緑
廃止候補路線: 赤

佐久市原 付近



ゼンリン住宅地図は佐久市役所内での閲覧のみに使用し、外部に提供しないこと。(平成25年度「ゼンリン住宅地図」)
UserID = TOSHI